

堺環共第 1154 号
令和 7 年 11 月 7 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

堺市長 永藤 英機
(公 印 省 略)

南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第2項の規定に基づき、令和7年7月17日付け環保第1430号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

(別紙)

**南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見**

1 全般的事項

- ゼロカーボン燃料や CCS 等を導入する際には、より具体的な事業計画に基づき当該技術導入前後の施設の稼働に伴う環境評価を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を講じるよう検討すること。
- 本事業に対する地域住民等の理解が得られるよう、地域住民等からの質問や意見等に対して、可能な限り具体的な根拠を示した上で、丁寧かつ十分な説明を行うよう努めること。

2 大気質

- 施設の稼働に際しては、最良の燃焼器や排煙脱硝装置を選定した上で、予測において設定した窒素酸化物排出濃度である 4ppm を維持し、設備の稼働後はそれら装置の維持管理を徹底する等、できる限り二酸化窒素排出量を低減するよう取り組むこと。

3 騒音

- 工事用資材等及び施設稼働時の資材等の搬出入時の影響を低減するため、関係車両の交通量を低減した上で、阪神高速湾岸線等の高速道路を利用することにより、可能な限り主要地方道大阪臨海線の交通量を低減することに加えて、関係車両の分散化及び平準化を図ること。

4 温室効果ガス等

- 設備の高効率化により二酸化炭素排出量は現状より減少すると予測されているが、将来の排出原単位が国の 2030 年目標値を上回っていることから、「脱炭素化ロードマップ」に基づき、ゼロカーボン燃料の導入や CCS 技術の活用等、脱炭素化に向けた取組を積極的かつ早急に実施すること。